

就学指定校変更・区域外就学事務取扱要領

(目的)

1 この要領は、学校教育法施行令（以下「政令」という。）第5条（第6条において準用する場合を含む）の規定により指定する小学校又は、中学校並びに政令第8条の規定により指定した小学校又は、中学校の変更及び区域外就学許可について、必要事項を定めることを目的とする。

(許可条件と提出書類)

2 保護者から就学指定校変更・区域外就学の願い出があり、別表に該当する場合には、就学指定校変更及び区域外就学を許可することができる。
 なお、願い出にあたっては、別表1に示す添付書類を提出しなければならない。

(市内異動の際の特例)

3 転居をした日から許容の期間内及び夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日（最終学年については、卒業式の翌日からの臨時休業期間を含む）は、従前の在籍校に就学指定校変更を許可したものとみなすことができる。

(適用)

4 この要領は、令和3年4月1日より適用する。

別表1

区分	願出の種類	該当学年等	許可期間	添付書類	許可条件
区域外就学	1 市外転出後も現在の在籍校に就学を希望する場合	市外在住 ----- 小中学校	学年末まで	<input type="checkbox"/> 住民異動連絡票（学校へ提出） <input type="checkbox"/> 区域外就学願（学務課手続き）	・ 学校長が教育上配慮が必要だと考える場合、並びに通学上及び指導上支障のない場合に限る ・ 転学により著しく支障をきたす場合以外、次年度への更新は認めない
区域外就学・指定校変更	2 住民票を異動したが実際の異動が遅れる場合	市内外在住 ----- 小中学校	引越しの日まで	<input type="checkbox"/> 住民異動連絡票 <input type="checkbox"/> 事由を証明する書類	
	3 一年以内に異動予定がある場合	市内外在住 ----- 小中学校	転居予定日まで	<input type="checkbox"/> 転居・転入予定年月日、物件の所在地や契約が確認できるもの <input type="checkbox"/> 住民票の写し（市外からの転入の場合）	* 添付書類の例 ・ 売買契約書 ・ 工事請負契約書 ・ 建築確認申請書（写）
	4 放課後に自宅以外で児童を保護する必要がある場合	市内外在住 ----- 小学校	学年末又は事由の存する期間 単年度更新	<input type="checkbox"/> 営業証明書又は勤務証明書 <input type="checkbox"/> 児童を保護する旨の証明書 <input type="checkbox"/> 児童の生年月日が確認できるもの（新小1のみ）	・ 児童の放課後等配慮を要する場合に限る ・ 祖父母等の家や自営業の営業所から就学させる場合
	5 身体的な事由による場合	市内外在住 ----- 小中学校	通院等の事由が存する期間	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等事由を証明するに足る書類	
指定校変更	6 市内異動の場合	小中学校	学年末まで	<input type="checkbox"/> 住民異動連絡票 <input type="checkbox"/> 住所変更届（学校へ提出）	・ 通学上及び指導上支障のない場合に限る ・ 学校長が教育上配慮が必要だと考える場合に延長を認める
	7 いじめ、不登校等の解消を目的とする場合	市内在住 ----- 小中学校	卒業まで	<input type="checkbox"/> 在籍学校長具申書	* 「別掲1」による

指定校変更	8 通学距離による配慮が必要な場合	市内在住 ----- 小学校	卒業まで	<input type="checkbox"/> 指定校変更申請書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (市外からの転入の場合)	・小学校において、指定校までの通学距離が実測(別掲2)で1.5km以上であり、変更を希望する学校までの通学距離が1km以内の場合で学務課に申請があった者
	9 指定校に希望する部活動がない場合	市内在住 ----- 中学校	卒業まで	<input type="checkbox"/> 指定校変更申請書 <input type="checkbox"/> 部活動継続意向書兼誓約書	・指定校にはない部活動への入部を希望していること ・希望する部活動が指定校にはない場合で最も <u>近距離</u> の学校 ・3年間継続して希望する部活動で活動すること
	10 兄弟姉妹が同じ学校に通学することを希望する場合	市内在住 ----- 小中学校	卒業まで	<input type="checkbox"/> 指定校変更申請書	・兄弟と同じ学校に弟妹が通学することを希望する場合(兄弟が卒業生の場合も含む)
	11 学校選択制及び指定校変更を利用した者が同じ学区の中学校へ進学を希望する場合	市内在住 ----- 中学校	卒業まで	<input type="checkbox"/> 指定校変更申請書	・学校選択制を利用又は指定校変更許可を受けた小学校から、当該小学校の属する通学区域の中学校へ進学を希望する場合(市内で学区外へ転居し、継続通学を許可された者も含む)
	12 鳩ヶ谷地区隣接特別区域在住による	小学校 中学校	卒業まで	<input type="checkbox"/> 指定校変更申請書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (市外からの転入の場合)	・鳩ヶ谷地区隣接特別区域在住者 (詳細は別表2)

別掲1

原則として下記の手続きをする。

- ①保護者の申出を、指導課担当が聴き取り、指導方針及び必要な措置を検討する。
 - ②事実関係の調査及び教育相談等の結果に基づいて、転学の可否を検討する。
 - ③転学せざるを得ないと判断された場合、指導課担当と学事係が連携して保護者の転学希望校の校長に対し、事実説明並びに受入の打診をする。
 - ④受入の内諾を受けた後に、必要に応じて転学希望校の校長による面談を設定する。
 - ⑤在籍校校長、受入校校長の連携のもと、学事係が指定校変更の手続きを行う。
- 特別支援学級就学予定・在籍児童生徒の指定校変更等については、別途教育相談による。

別掲2

- ①通学距離の実測方法については、指定の地図ソフトを利用する。
- ②通学距離とは、「自宅から学校の校門まで、実際に歩いて通る経路」とする。

その他

○区域外(さいたま市、東京都足立区の一部)からの特別就学

※いずれも学校の受け入れ人数に余裕がある場合のみ。住民票(家族・世帯全員の記載)添付。

- ・さいたま市南浦和4丁目1～5・・・芝西小、芝西中のみ許可する。
- ・足立区入谷9丁目31-2～31-5・・・朝日東小、元郷中のみ許可する。

鳩ヶ谷地区隣接特別区域 大字新井宿・西新井宿 番地一覧

別表2

小学校	指定校を神根小学校から里小学校に変更する場合
中学校	指定校を北中学校から里中学校に変更する場合

新井宿

西新井宿

833-1	976	987-10	1042-4	1088-1	1101-11	1112-2	1112-34	1126-35
913	976-1	987-11	1042-5	1088-3	1101-12	1112-3	1112-39	1126-36
913-5	976-6	987-12	1045-4	1088-4	1102	1112-4	1112-40	1126-38
913-6	976-11	987-13	1045-5	1092-1	1102-1	1112-5	1112-41	1126-39
913-7	976-14	987-18	1045-6	1092-4	1102-6	1112-7	1112-42	1126-40
913-8	976-17	991-6	1045-11	1092-5	1102-7	1112-8	1112-43	1127-2
913-9	976-19	991-7	1053	1092-6	1102-8	1112-9	1112-44	1127-3
913-17	976-26	991-8	1054-2	1092-7	1102-12	1112-10	1123-4	1127-7
917-4	976-28	991-9	1058-2	1092-8	1103-1	1112-11	1123-6	1127-12
917-6	976-29	991-10	1058-3	1092-9	1103-3	1112-12	1123-8	1128
917-7	976-31	991-13	1058-4	1092-10	1103-6	1112-13	1123-16	1129
917-8	976-32	1002-2	1058-6	1092-14	1103-8	1112-14	1123-17	1129-1
917-9	977	1002-3	1058-7	1092-15	1103-9	1112-15	1124	1129-3
917-10	977-1	1002-4	1058-8	1092-16	1105	1112-16	1124-2	1129-4
917-15	977-7	1002-5	1058-9	1092-18	1108-5	1112-18	1124-3	1130
917-17	977-17	1002-6	1060-1	1092-20	1108-12	1112-19	1124-4	1130-4
917-18	985-22	1002-7	1061-1	1092-21	1108-13	1112-20	1124-7	1130-9
917-19	985-24	1002-8	1061-7	1092-22	1108-16	1112-21	1124-26	1130-10
917-21	985-25	1002-9	1062-5	1094-3	1108-17	1112-22	1124-27	
917-22	985-26	1005-1	1066	1094-4	1108-18	1112-23	1125	
917-23	985-27	1008-23	1067	1095-5	1108-19	1112-24	1125-5	
925-2	985-28	1011-1	1075-4	1095-6	1108-20	1112-25	1126	
933-7	987-1	1011-6	1075-6	1095-7	1108-24	1112-26	1126-2	
933-8	987-3	1018-1	1075-7	1095-11	1108-26	1112-27	1126-4	
936	987-5	1028	1075-8	1101-1	1109-1	1112-30	1126-9	
937	987-6	1028-4	1075-10	1101-5	1109-4	1112-31	1126-16	
938-1	987-7	1042	1082	1101-8	1109-5	1112-32	1126-26	
938-2	987-8	1042-1	1083-7	1101-9	1110-8	1112-33	1126-34	

33-1
75-1
76-1
80-1
80-6
80-7
81-1
92
117
121-6
123
123-4
141-3
141-4
141-5
141-6
141-7
141-8
141-9
141-10
141-11
141-12
145